

## 平成 20 年度町政運営に向けて

昨年 9 月、我が国が打ち上げた月周回衛星「かぐや」が映し出す、美しく輝く地球の姿に感動しました。その地球が今、危機に直面しているといわれております。温暖化対策は地球の深刻な環境問題として、まさに人類の生き残りをかけた課題となってきました。

一方、国家財政が危機的状況にあると言われてすでに久しくなります。ところが今日の国政は大局観を失い、選挙戦略としてのバラマキ政策と耳ざわりのよい大衆受けする戦術に明け暮れ、本来あるべき国家像を形成、構築することを忘れております。

その上、地方自治体に対しては、「地方の独立と分権による権限の移譲」「合併推進と三位一体改革」「国庫補助金の縮減、税源移譲、地方交付税の見直し」等、国の財政再建のツケを押し付けるような政策が矢継ぎ早に打ち出されてきました。

地方は教育や介護、医療、弱者対策等の福祉事業、人びとが安心して暮らしていくためのまちづくり等多くの課題をかかえております。それに、本町においては米軍基地問題から生ずる生活障害等、他の自治体には見られない特殊な負担も強いられてきました。

地球環境も国家財政も私たちの命と暮らしにかかわる大きなテーマではありますが、一方において地方自治に直接かかわる職責にある者は、地域住民の生活を直撃する重大な課題に対しては迅速果敢に対応しなければならない使命と責任があります。今定例議会では、議案審議や質疑を通して、我が町の今日と望ましい将来像をいかに構築すべきかを町の生き残りをかけて議論を深めていただきたいと思います。

**基地行政**については、2006 年 5 月 1 日、日米安全保障協議委員会において米軍基地に関する再編案の最終とりまとめが行われて、すでに 1 年半経過し

ました。

本町永年の懸案でありました嘉手納基地の負担軽減について、議題として日米間で協議されたことに対し一定評価し、「基地を動かし沖縄県を変革するチャンス」として期待しておりましたが、今回の米軍再編の実態は町民の負担を軽減するには程遠い結果となりました。

再編計画により、嘉手納基地へのPAC3の配備が先行されているなかで、航空自衛隊と米軍の共同訓練のために嘉手納飛行場を使用した訓練が実施され、2007年2月にはF-22（ラプター）戦闘機12機が一時移駐とはいえ、約3ヵ月間配備され嘉手納基地において過激な訓練が実施されました。同年7月には役場南方約500mに設置されている屋外タンクよりジェット燃料が大量に流出し基地周辺住民への影響が懸念されたにもかかわらず、事実を知り得たのは事故発生から7日後と遅く、通報体制、事故原因の究明、整備点検等に関して大きな課題となりました。

在日米軍再編によるF-15戦闘機の一部訓練移転が福岡県築城基地において初めて実施され、騒音問題など地元負担の軽減に繋がるものと期待していましたが外来機として岩国基地所属FA-18ホーネット戦闘攻撃機及びAV-8Bハリヤー攻撃機等が日常的に移駐して訓練を繰り返し、地域住民の騒音負担はむしろ増大する結果となりました。

また、F-15戦闘機の機体更新の理由から深夜早朝離陸が3回14機、F-22（ラプター）1回10機が繰り返し強行されました。

町民から強い抗議を受けるなか、三連協、議会では再三にわたり中止の要請を行ってきましたが、米軍の姿勢は変わらず町民を無視した基地の運用といわざるを得ないものであります。運用を工夫すれば日中の離陸も可能であり今後とも強く要請を続けていきます。

同年 10 月にはパラシュート訓練が地元の反対を押し切り強行実施されました。米軍によれば伊江島の天候面での悪条件など制約が多いためとの理由で、防衛省からは、「緊急、例外的」と説明がありましたが町としては容認できるものではなく、SACO合意は形骸化したといわざるを得ません。

即応訓練は、4 回、延べ 20 日間実施され 69 件の苦情が寄せられました。特に 2008 年 1 月に行われた訓練には米空軍と岩国基地所属の F A - 18 戦闘攻撃機 30 機、海兵隊約 600 人が参加し、実弾を装着して飛行する F A - 18 戦闘攻撃機、爆発音、拡声器放送、サイレンなど昼夜を問わず大規模な訓練が実施され「戦争を思い出す」「睡眠薬を吞んでも眠れない」など多くの苦痛を訴える苦情が相次ぎました。海兵隊との共同訓練はまさに目に見える基地機能強化であります。

2007 年 11 月 F - 15 戦闘機が米ミズーリ州で墜落事故を起こし、一時的に飛行運用が停止されていましたが、約 2 ヶ月ぶりに飛行再開され離着陸が確認されました。同機の事故原因について整備点検状況の説明が行われましたが、事故原因に対する明確な回答は得られませんでした。同機はこれまで、沖縄でも墜落事故、接触事故や部品等の落下事故など数次のトラブルを起こ

し、2月にもハワイ島沖で墜落しております。このような中での飛行再開は、決して安全性が保障されたとはいえず町民の不安を払拭しうる状況ではありません。欠陥機である同機の飛行再開は、町民の不安を増幅させるばかりであり断じて容認できるものではありません。

「米軍基地はいつまでもあろうはずはないし、またあってはならない」との立場から、負担軽減の確実な実施と日常生活の障害となる事件、事故、訓練等の激化など負担増の諸事案を厳しくチェックし、排除するため、騒音防止協定の更なる遵守と嘉手納基地に特化した「嘉手納基地使用協定」の早期締結を求め政府関係機関に対し要請行動を粘り強く継続してまいります。

**再開発事業**は、平成19年度に一部残工事を除いて完了いたします。地区内においては残留権利者の新たな生活再建が開始されました。

地域振興施設では「防衛省沖縄防衛局」、「福岡入国管理局嘉手納出張所」が4月から業務を開始することになります。今後は、市街地再開発により新たな都市機能の創出と中心市街地の活性化を図りながらまちづくりを推進していきます。

新年度は、これまで沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業にご尽力いただいた関係者を招いて、竣工の式典並びに記念行事を実施いたします。

マルチメディアタウン事業は、まちの活性化、人材育成及び雇用の場の創出を目的に推進してまいりました。現在、町内には8社が進出し、560名余が雇用され就業しております。

中核施設であるマルチメディアセンターは、管理運営経費の縮減と民間活力の活用を図るため平成 19 年度から指定管理者制度を導入いたしました。今後とも同センターを拠点にした人材育成に努めるとともに、進出企業の支援をさらに進め、町内 I T 産業の振興に努めます。

駐留軍等労働者労務管理機構沖縄支部の本町への誘致につきましては、これまで沖縄防衛局、福岡入国管理局嘉手納出張所が続く公的機関誘致によるまちづくりを推進するため取り組んでまいりました。平成 18 年 10 月に同機構本部に要請を行い移転の内諾を得ておりましたが、この程正式に決定し、来年 4 月には本町での業務がスタートすることになっております。誘致先としては屋良東部地区を予定しており、当該周辺地域の活性化への波及効果が期待されます。新年度は、同機構沖縄支部の受け入れに向けて施設の整備に取り組んでまいります。

**都市計画、生活環境整備**は、屋良町営住宅建替えの基本計画の策定を行い、事業実施に向けて取り組みます。土地の有効利用、生活環境整備を促進するために実施している屋良土地区画整理事業は引き続き事業の早期完了に努めます。

道路整備は、町道 2 号線整備事業、町道 42 号線整備事業、町道 62 号線整備事業、町道 50 号線整備事業、町道 89 号線整備事業等を進め、地域の生活と密着した道路の整備を進めます。また、国道 58 号線形変更に伴う新行政センター駐車場整備事業、中央駐車場整備事業等を関係機関と調整しながら推進

します。

水道事業は、料金システムのより一層の高度化を図るとともに、水道施設見直し計画に基づき施設の整備を継続し健全な事業の推進を図ります。

下水道事業は、人口普及率100%を達成し、町内どこでも生活排水を公共下水道へ接続することが可能となりました。今後も引き続き全世帯の下水道接続を目指して水洗化の普及に努めます。

地域防災については、国、県の防災計画の見直しが行われたことに伴い、これらの計画との整合性を図りながら、嘉手納町地域防災計画の策定に取り組みます。

かねてから懸案でありました、一般廃棄物最終処分場も4月1日から供用開始の運びとなりました。使用期間が15年と短いため施設の延命化を図る必要があることから、今後もさらにゴミの減量化やリサイクル活動の推進に努めてまいります。また、地球温暖化防止対策の一環として、ごみの有料化により、排出抑制、再生利用の促進、排出量に応じた町民負担の公平化などを実施するとともにゴミの分別指導を推進していきます。

地域環境美化は、模範清掃や区民一斉清掃を引き続き実施し、地域の環境保全に努めます。

**産業振興**は、社会経済の変化に対応する新たな施策の展開が求められます。

商業については、中心市街地における商業機能の一体的、計画的な整備が必要であります。再開発地区内には地域商業の核となる「サンエー食品館」が

営業を開始しております。さらに、生活サービス施設、地域振興施設の供用が開始されることにより、周辺商業の活性化が期待されます。このような商業環境の変化をどのように活かしていくのか、商工会をはじめ周辺商店街や関係機関との協議を重ねていきます。また、商店街活性化事業としてのプレミアム付き商品券発行やエイサーまつり、商店街イルミネーションなどのイベントも引き続き支援いたします。

野國總管まつりは、野國總管の遺徳を偲ぶとともに、地域に根ざした芸能文化の継承発展と町民のふれあいの場として、今年もさらに内容を充実させ開催していきます。

農林水産業については、新年度も各種助成策を継続して行うとともに、本町の特産品のピーアールと販売促進を目的に 18 年度から行われている産業まつりを引き続き支援いたします。

**福祉行政**は、乳幼児から高齢者、障害のある人等誰もが地域において「共に生き、共に支え合う社会」を目指して、地域福祉の推進に取り組んでいきます。新年度からは、ロータリー内において待望の生活サービス施設（ロータリープラザ）が供用を開始することになっており、施設 1 階にはシルバー支援センターが、6 階には温水プールとトレーニングルームが計画されております。今後当該施設の有効活用を図ることにより、高齢者をはじめ町民の健康増進と地域交流の促進に寄与してまいります。また、地域包括支援センターについても比謝川の里から同施設内へ移転し、さらなる利用

の充実に取り組んでいきます。

老人福祉は、介護予防保健事業計画及び老人保健福祉計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう要支援、要介護になる恐れのある方を中心に介護予防事業の充実を図るとともに、高齢者の実態把握事業を行い要援護者の緊急時の支援体制に取り組み老人福祉の向上に努めます。

障害福祉は、障害者自立支援法による障害福祉サービスの提供の確保に努め、障害のある方が地域で自立して生活できるように、地域生活支援事業の充実を図ります。

児童福祉は、次世代育成支援行動計画に沿った事業等を効果的に推進し、児童の健全育成や資質の向上に努めます。

母子寡婦福祉は、これまで就労支援として保育所内において調理業務、保育補助等の業務と高齢者の食の自立支援事業を委託してまいりました。

新年度からは、新たな就労の場として沖縄防衛局社員食堂の運営が委託されることになっており、さらなる母子、寡婦家庭の自立促進が期待されております。

保健事業については、老人保健、母子保健、乳幼児医療費助成、伝染病予防を継続実施し、町民の健康増進の強化に取り組めます。

老人保健は、生活習慣病の予防を推進していくため、食生活の改善指導、がん検診や住民健診の受診率の向上を図りながら、疾病の早期発見に努めます。

母子保健は、乳幼児健診の充実を図り、乳幼児の疾病の早期発見と早期治療につなげるよう支援していきます。さらに、妊婦健康診査の公費負担回数をこれまでの2回から5回へ拡充してまいります。

乳幼児医療費助成は、引き続き小学校就学前までを対象に継続実施し、保護者の医療費の負担軽減と乳幼児の健やかな育成を図ります。

伝染病予防は、乳幼児の予防接種を継続実施し、新年度から24年度まで、国の「麻しんに関する特定感染症予防指針」に沿って、中学1年生と高校3年生に相当する年齢を対象とした予防接種を実施します。

国民健康保険事業は、平成20年4月から、高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者の責任でメタボリック症候群などの生活習慣病予防が必要な方を特定する「特定健診」が実施されます。また、メタボリック症候群該当者や予備群の方が自ら生活改善ができるように支援する「特定保健指導」が義務づけられました。

これまで75歳以上の方は、国民健康保険等の医療制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療サービスを受けていましたが、4月からは新たに独立した「後期高齢者医療制度」で医療サービスを受けることになります。新年度は特定健診及び後期高齢者の健診費用を無料化し、受診率の向上を図りながら、町民の健康増進と医療費の抑制に取り組めます。

また、引き続き医療費の適正化、国保税の収納強化等に努めるとともに、国保財政の健全化に取り組み国保事業の安定運営を図ります。

国民年金は、町民の老後の経済的な支えであり、老齢基礎年金をはじめ、障害基礎年金、遺族基礎年金など一生かかわっていく社会保障制度です。町民福祉の向上を図るという立場で、今後とも国との連携を強化し、制度の周知を図り事業を推進してまいります。

**教育、文化、スポーツの推進**について、学校教育では、ご存知のように昨年8月我が嘉手納中学校野球部が全国大会において、県勢初の全国制覇という金字塔をうちたて、全国9,900校の頂点に立ち全町民は感動と感銘を受けました。子どもたちのスポーツ、文化面での活躍は、我が町の誇りであります。一方、学習面においては全国学力、学習状況調査の結果を真摯に受け止め、なお一層の「学力向上対策の充実」を図ります。また、教育三法の改正に伴って、学習指導要領の改訂が行われたことにより、新年度は、新学習指導要領の趣旨の徹底に取り組んでいきます。

青少年センターを拠点に学校、家庭、地域、関係機関が緊密な連携をとりながら、青少年の健全育成や環境浄化運動を強力に推進します。

教育施設については、嘉手納小中学校運動場の<sup>つちぼこり</sup>土埃飛散防止用の散水設備工事と嘉手納小学校情報教育用機器購入事業を引き続き実施いたします。

生涯学習の振興は、町民の生涯にわたる学習活動を推進するため、社会教育、家庭教育、学校教育のそれぞれの機能を強化するとともに、相互の連携を図りながら学習機会の場の提供とその拡充を図り、町民の潤いと生きがいづくりを推進します。また、地域で子どもを育てる環境を整備し、様々な活

動を支援するため、子ども情報紙の発行、社会教育委託学級等の推進を図ります。

文化の振興については、今後とも、地域における文化団体と連携し地域芸術文化の振興に取り組んでいきます。

人材育成事業は、貸与事業、助成事業、交流事業の充実を図り、さらに国際理解を深めるため、平成19年度からスタートいたしました中国福建省惠安県中学生友好交流事業を継続実施してまいります。

中央公民館は、4月にロータリー内の生活サービス施設（ロータリープラザ）に移転し、新館としてスタートいたします。町民のニーズに応えるため、生涯学習の場として教育、学術文化に関する各種講座を実施しながらよりよい学習環境づくりに取り組みます。

中央公民館図書室からの移行により生活サービス施設内に新設される町立図書館は、今後とも図書の実質を図りつつ、町民の書架として自主学習や調査研究に広く活用されるようサービスの向上に努めていきます。

学習等供用施設は、今後も子どもたちの地域活動の拠点として、施設運営の実質に取り組めます。

生涯スポーツは、町民の健康保持、増進を図るとともに体育、スポーツに親しむ環境づくりに努め、健康で明るい町づくりを目指します。

また、平成22年度全国高等学校総合体育大会の開催に向けて、新年度から本格的な取り組みを進めます。

文化財保護は、文化財確認調査、記録保存等による有形、無形文化財の保存、活用のさらなる促進に努めます。

町史編纂事業は、嘉手納町の戦後の政治経済等に関する資料収集作業を重点的に進めていきます。

実践英語やコンピュータなどに関する高度な技能を有する若者の育成を目指して開設した町立嘉手納外語塾は、新年度で11年目を迎えることになりました。小、中、高生から一般部門まで網羅した英語スピーチコンテストは、内外から高い評価を受けております。在学中に英検、IT、漢検等の資格を取得し、卒業後は大学進学、米国留学、就職などに着々と成果をあげております。新年度は、引き続き英語、パソコン教育のさらなる充実に努めます。

**執行体制と行財政の運営等**について、今後10年間のまちづくりの指針となる第4次嘉手納町総合計画は、平成20年度完成を目指しこれまでの実績検証や町民意識調査を行ってきました。現在、一般公募の町民及び職員で構成する「まちづくり町民会議」を立ち上げ、町民と職員とが協働で計画策定に向けた素案づくりに取り組んでおります。新年度は基本構想、基本計画策定に向けて作業を進めてまいります。

男女共同参画行政は、平成19年度に男女共同参画計画を策定いたしました。今後はその内容を広く町民にアピールするとともに各種団体と連携、協力を図りながら、計画を推進していきます。

平成17年度からスタートいたしました海外移住者子弟受入事業について

も、引き続き実施してまいります。

確かな行政サービスを行うためには、職員の資質向上が不可欠です。

このため、職員個々の能力が十分発揮できるように研修等の充実を行い職員の意識改革と資質の向上に努めます。

安全安心なまちづくりは、町民一人ひとりが地域の安全は自ら守るという認識の下、町民、事業所、防犯関係団体等がそれぞれの責務を果たしつつ、緊密な連携を図りながら取り組むことが求められます。この町に住む人々が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、嘉手納警察署をはじめ防犯関係団体等と連携強化を図り、各種防犯活動を推進します。

町財政は、歳入面において地方交付税が、平成 13 年度から 19 年度までの 6 年間で約 3 億 6 千万円の減少となる見込みであり、依然として厳しい状況が続いております。一方、歳出面においては、物件費や扶助費、補助費、公債費等の義務的経費が年々増大する中、諸施策の推進に要する財源の確保を図る必要があります。

このことを踏まえ、平成 20 年度の予算編成においては、必要となる財源の確保を図るため、歳出全般にわたる各種経費や事務事業について見直しを求め、経費の更なる節減と予算の重点的配分に努めながら編成作業を行ってきたところであります。

今後も行財政運営においては、地方交付税の動向に十分留意しながら、第三次行政改革大綱に沿った具体的な取り組みを推進し、行政組織や事務

事業の更なる効率化、合理化に取り組んでまいります。

このような状況の下編成された平成 20 年度一般会計予算案、水道事業予算案、4 特別会計予算案は、次のとおりであります。

1. 一般会計予算		5, 8 2 4, 9 6 8	千円
2. 国民健康保険特別会計予算		1, 8 8 4, 1 5 6	千円
3. 老人保健特別会計予算		9 6, 5 5 6	千円
4. 後期高齢者医療特別会計予算		1 8 4, 4 9 9	千円
5. 水道事業会計予算	水道事業収益	3 9 0, 5 7 2	千円
	水道事業費	3 4 7, 4 7 9	千円
	資本的収入	1, 3 8 0	千円
	資本的支出	7 1, 5 0 6	千円
6. 下水道事業特別会計予算		3 3 0, 1 1 4	千円

以上、平成 20 年度の町政運営にあたり、私の施政方針と考え方を申し上げてまいりましたが、社会経済情勢の急速な変化に的確に対処しつつ、諸政策課題の推進を図り、活力に満ちた品格のあるまちの実現に向けて全職員の英知を結集し、総力を上げて諸施策を遂行してまいります。

議員諸賢並びに町民の皆様のご指導とご支援をお願い申し上げます。

平成 20 年 3 月 10 日

嘉手納町長 宮 城 篤 実